

【EU】消費者保護に関する4指令の改正

海外立法情報課 濱野 恵

* 2020年1月、公正取引と消費者保護に関する4指令を改正する指令が施行され、EU域内共通の罰則、不公正な取引に該当する行為、消費者への情報提供等に関する規定が整備された。

1 背景・経緯

欧州委員会は、2015年、「デジタル単一市場 (Digital Single Market) 戦略」(COM(2015) 192 final) を策定し、公正な競争や消費者保護の下で、デジタルサービスやコンテンツがEU域内で国境を越え自由に流通・展開されるデジタル単一市場の構築を目指すとした。その一環として、2016年、国境を越える電子商取引の促進に関する政策文書を公表し、これに基づき提案された3つの規則を成立させる等の取組を進めてきた¹。こうした取組は一定の成果を挙げているが、デジタル分野の発展にEUの施策をさらに合致させていく必要性や、ディーゼルゲート事件²のような、国境を越えた規模でEU法が侵害され、単一市場における消費者の信頼が損なわれるような事案に対し、EUとして対処するための仕組みの必要性も指摘されている³。

こうした課題に対応するため、2018年4月11日、欧州委員会は、消費者保護に関するEU法令の確実な実施と現代化を目的とした「消費者のためのニューディール」(COM(2018) 183 final) と題する政策文書を公表した。同日、その具体策として、消費者代表訴訟に関する指令案 (COM(2018) 184 final) 及びEU消費者保護法の施行の改善及びその現代化に関する指令案 (COM(2018) 185 final) を提案した。このうち、後者の指令案が、EU消費者保護法の施行の改善及びその現代化に関する指令 (Directive (EU) 2019/2161. 以下「現代化指令」)⁴として、2019年12月18日に公布され、2020年1月7日に施行された。

2 現代化指令の概要 (消費者保護に関する4指令の改正)

(1) 構成及び実施期限

現代化指令は、全9か条で構成され、不公正契約条項指令 (Directive 93/13/EEC)、価格表示指令 (Directive 98/6/EC)、不公正取引方法指令 (Directive 2005/29/EC)、消費者権利指令 (Directive 2011/83/EU) の消費者保護に関する4指令を改正する。加盟国は、2021年11月28日までに現

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年7月8日である。

¹ 島村智子「【EU】電子商取引の促進に向けた規則」『外国の立法』No.275-2, 2018.5, pp.4-5. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11093474_po_02750202.pdf?contentNo=1>; 同「【EU】消費者保護協力規則の改正案」『外国の立法』No.273-1, 2017.10, pp.12-13. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10978296_po_02730105.pdf?contentNo=1>

² 自動車メーカーが排出ガス基準の試験で不正を行うプログラムを車両に組み込んでいたことが発覚した事件。

³ European Commission, “Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council amending Council Directive 93/13/EEC of 5 April 1993, Directive 98/6/EC of the European Parliament and of the Council, Directive 2005/29/EC of the European Parliament and of the Council and Directive 2011/83/EU of the European Parliament and of the Council as regards better enforcement and modernisation of EU consumer protection rules.” COM(2018) 185 final, 2018.4.11, pp.1-2. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52018PC0185&from=EN>>

⁴ Directive (EU) 2019/2161 of the European Parliament and of the Council of 27 November 2019 amending Council Directive 93/13/EEC and Directives 98/6/EC, 2005/29/EC and 2011/83/EU of the European Parliament and of the Council as regards the better enforcement and modernisation of Union consumer protection rules, OJ L328, 2019.12.18. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2019/2161/oj>>

代化指令の内容を国内規定に取り入れ、2022年5月28日から適用する必要がある（第7条）。

(2) EU 域内共通の罰則規定の整備

4 指令の罰則規定が整備され、罰則を適用する際に考慮されるべき要件等が示された。また、不公正契約条項指令、不公正取引方法指令及び消費者権利指令に基づき加盟国が規定する罰則には罰金刑が含まれなければならないが、罰金の最高額は事業者の年間売上高の 4%（年間売上高が明らかではない場合は 200 万ユーロ⁵）以上とすることとされた（第1条から第4条）。

(3) 不公正な取引に該当する行為の追加

不公正取引方法指令の改正により、デジタルサービス及びデジタルコンテンツが同指令の適用対象となった。これに伴い、同指令における、いかなる場合にも禁止される不公正な取引行為のリストに、①検索結果ランキング上位に表示させるための料金等が支払われていることを明示せず検索結果を提供すること、②合理的な確認手段なく、実際に商品を利用した者による商品レビューであると表示すること、③虚偽のレビューを投稿すること等が追加された。

また、同指令において、不公正な取引行為に該当するかが事案ごとに判断される、誤解を招く情報を表記する行為、及び、重要な情報を省略する行為の各リストも改正された。誤解を招く情報の表記に該当し得る行為としては、④販売する加盟国によって組成や特性が大きく異なる商品を、正当な理由なく、同じ商品として販売すること（*dual quality of products*）⁶が追加された。重要な情報を省略する行為としては、次の情報を省略した場合が該当し得るとされた。すなわち、⑤オンライン市場における商品提供者が事業者か個人かに関する情報、⑥実際に商品を利用した者による商品レビューであることの確認の有無及びその確認方法に関する情報、⑦検索結果ランキングを決定する主なパラメータ等に関する情報等である（第3条）。

(4) 消費者への情報提供等の強化

消費者権利指令の改正により、デジタルコンテンツやサービスの利用の対価として消費者が個人情報を提供する場合は同指令の適用対象となった。これに伴い、オンライン市場での契約において、オンライン市場の提供者の義務として、検索結果ランキングを決定するパラメータに関する情報、商品提供者が事業者か個人かに関する情報等を消費者に提供することが規定された。また、オンライン市場での契約に限らず、通信販売の際に事業者が消費者に情報提供すべき事項のリストに、自動化された意思決定⁷に基づき、事業者が消費者の購買力を査定し価格を変動させること（*personalised pricing*）が追加された（第4条）。その他、価格表示指令の改正により、商品価格の値下げの際は、値下げ前の少なくとも 30 日の間に提示された最安値も明示されなければならないとされた（第2条）。

一方、不公正取引方法指令の改正により、不公正な取引の被害を受けた消費者の個別救済方法として、損害補償、値引き、契約解除等が明示された（第3条）。また、現代化指令により、加盟国は、消費者の権利及び裁判外紛争解決手段に関する情報を、一元的なオンライン窓口により入手可能とすることが義務付けられた（第5条）。

⁵ 1 ユーロは約 117 円（令和 2 年 7 月分報告省令レート）。

⁶ 例えば、加盟国により成分等が異なる食品を、同じブランド名で、同一又はよく似た包装で販売すること。

⁷ EU 一般データ保護規則（GDPR. Regulation (EU) 2016/679）のガイドラインによると、専ら自動化された意思決定（*solely automated decision making*）は、人の関与なく、技術的手段によって決定を行うことを意味する。例えば、速度測定カメラから得られた情報のみに基づきスピード違反の罰金を科すことが該当する。Article 29 Data Protection Working Party, “Guidelines on Automated individual decision-making and Profiling for the purposes of Regulation 2016/679,” 2018.2.6, p.8. European Commission website <https://ec.europa.eu/newsroom/article29/document.cfm?action=display&doc_id=49826>